

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 2 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 担 当 課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
幼児教育課  
特別支援教育課

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の送付について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、平成31年2月8日に関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月19日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。本教材の活用にあたっては、令和元年5月に作成しました「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」も併せて御活用ください。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した研修教材について自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあつては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本研修教材については、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128\\_mxt\\_kouhou02\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf)



（参考）

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月 文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



（本件担当）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111（内3299）